

4 大仙市立四ツ屋小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめ防止のための基本方針

<いじめ防止対策推進法 第2条より>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。また、いじめを行った児童についても心身の成長及び人格の形成を歪んだものにする可能性を含んでいる。

本校においても、「いじめはどの学校、学級でも、だれでも、いつでも起こりうる」「いじめのきっかけは、学校内外を問わずどこにでもありうる」「いじめは、どんなことがあっても絶対許されない行為である」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送ることのできる教育環境の実現をめざしていく。

また、すべての児童を対象として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に、組織をあげて取り組むために、「大仙市立四ツ屋小学校いじめ防止基本方針」を定めるものとする。

2 いじめ防止対策のための校内組織

(1) 生徒指導特別委員会

いじめ防止等の対策のために、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、市のフレッシュカウンセラー、当該学級担任等で構成するいじめ不登校対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 児童を語る会

全教員が参加し、配慮を要する児童、最近気になる児童について、情報交換及び指導に関する共通理解を図る会として設置し、前期、後期各2回開催する。

(3) 教育相談担当

主に保護者、学級担任等の不安や悩みに対して、問題の初期対応を図る窓口として設置し、適切なアドバイスをすることを目的とする。内容に応じて、教務主任、生徒指導主事、養護教諭が担当する。また、県及び市のフレッシュカウンセラーの活用を必要とする場合においては、教頭がこれにあたる。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営・教科指導の充実

- 児童一人一人が信頼関係を築き、所属感を高める学級経営をする。
- 学級活動を充実させ、学級づくりへの参画意識を持たせる。
- 教育相談等を通して児童理解に努め、児童の変化を見逃さない観察力を養う。
- わかる・できる授業の実践を積み重ね、成就感や達成感がもてる授業改善を図る。

- (2) 道徳教育の充実
 - 道徳の時間の指導を通して、児童の自己有用感、自己肯定感を高める。
 - すべての教育活動において道徳教育を実践し、生命尊重、人権尊重、思いやりの心等を育てる。
- (3) ふるさと教育、キャリア教育をベースとした体験的活動の充実
 - 明るく楽しい学校生活を送るための自主的、実践的な児童会活動を充実させる。
 - 学年の枠を超えて望ましい人間関係を築く縦割り活動や学校行事を充実させる。
 - 学校、学区を飛び出した豊かな体験活動を設定し、多くの人との交流を通して、人と関わる力を養う。
- (4) 情報モラル教育の充実
 - インターネットや情報端末、ゲーム等における危険性をしっかりと理解させる。
 - ネットへの誹謗中傷や悪口の書き込みもいじめであることの認識をさせる。
- (5) 教職員の資質向上と関係機関との連携
 - いじめに関わる研修の充実を図る。(外部研修等の情報共有)
 - 市教委や各学校、園との情報共有をし、関係機関との連携を強化する。

4 いじめ早期発見のための取組

- (1) 学校における日常観察
 - 朝の会、健康観察、帰りの会等で、児童の様子を観察する。
 - 児童の変化について、必要に応じて専科教員や養護教諭との情報交換を行う。
- (2) 保護者面談週間、児童面談週間の設定（7月、12月）
 - 児童の悩み、困りごとの有無を把握し、あれば適切なアドバイスや指導を行う。
 - 学級内のいじめに関する情報等を聞き取る。
- (3) いじめアンケートの実施（年2回）

5 家庭・地域への啓発と協力依頼

- いじめ防止基本方針を公表し、家庭や地域の役割について理解してもらう。
- 情報モラルへの関心を高め、家庭における指導や約束について考えてもらう。
- 家庭や地域に以下の5項目について協力依頼する。

- ① いじめの疑いや兆候のある場合（目撃を含む）は、学校に情報提供する。
- ② よくない行為を目撃したら、地域の子どもとして毅然としかる。
- ③ 自分の子どもに対して、しつけや指導を逸脱するような言動は慎む。
- ④ 自分の子どもに、ほかの子どもの悪口を聞かせない。
- ⑤ 第三者の前で、ほかの子どもの悪口、人格を否定するような言動は絶対にしない。

6 いじめ発生における早期対応

- (1) いじめの疑いがある場合、あるいはいじめに関する相談・報告を受けた場合は、管理職に報告するとともに、速やかに事実関係を確認し、事実の共有を図る。
- (2) いじめを確認した場合は、生徒指導特別委員会において対応を協議し、その方針に従って再発防止に努めるとともにいじめを受けた児童及び保護者に対する教育的支援と、いじめを行った児童及び保護者への指導・助言を継続的に実施する。
- (3) いじめを受けた児童が安心して教育が受けられるように、保護者と連携を図りながら必要な対策を講ずる。必要に応じて、関係機関からの協力を得る。
- (4) 上記の一連の経緯を市教委に報告し、助言をもらう。

7 重大事態の定義とその対応

<いじめ防止対策推進法 第28条より>

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (※相当の期間とは年間30日を目安とするが、個別のケースにより判断する。)

- (1) 重大事態を確認した場合、速やかに市教委に報告し、その指示を仰ぐ。
- (2) 市教委と協議の上、当該事案に対応する組織を設置する。
- (3) 上記組織が中心となり事実関係を詳細に把握する。関係機関との連携を図り、相互の情報共有を適切に行うとともに、その経緯について記録する。
- (4) 内容が犯罪と認識できる重大な事案は、市教委に報告の上、所轄の警察署に通報し、速やかに必要な対処をする。
- (5) いじめを受けた児童への十分なケアを行うとともに、保護者に対して事実関係を含む必要な情報を適宜提供する。